

東大和市立図書館資料収集及び除籍方針

令和2年3月26日中央図書館長決裁

(目的)

- 1 この方針は、東大和市立図書館（以下「市立図書館」という。）が、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく公立図書館として、現在及び将来の市民の知る自由を保障し、市民文化の創造・発展に寄与するために役立つ資料と情報を収集するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 2 市立図書館は「図書館の自由に関する宣言」（1979年改訂日本図書館協会）の趣旨を尊重し、次の事項に留意して資料を収集する。

(1) 資料収集の自由

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(2) 蔵書構成の基本的考え方

- (ア) 市民各層の要望と期待に応えた蔵書構成をめざす。市民から寄せられる要求に応えるとともに、潜在的、将来的な需要を予測した資料を収集する。
- (イ) 出版等の状況を十分把握し、特定の分野に偏重しないよう中立かつ公平な立場で、幅広くバランスの取れた蔵書構成となるよう配慮して資料を収集する。
- (ウ) 各分野の基本的知識を得るための入門書や概説書等の資料から、専門的な資料までを網羅的に収集する。
- (エ) 少数の利用であっても、長期間にわたり支持される資料を収集する。
- (オ) 短期間であっても、多くの利用者に支持される資料を収集する。
- (カ) 社会状況から、多くの関心を集めている分野の資料を収集する。
- (キ) 情報の新しさや正確性、客観性等を十分考慮して、資料を収集する。
- (ク) 地域の歴史・文化を次代へ継承するための資料を収集し、保存する。

- (ケ) 中央図書館と地区図書館は、それぞれの施設の規模、地域性及び館の機能に応じた蔵書構成に留意し、一体となって体系的に資料を収集する。

(資料種類別収集方針)

3 資料種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

成人向け図書／児童向け図書（紙芝居・布の絵本を含む）／ヤングアダルト向け図書／多文化多言語図書／大活字本／参考資料／マンガ（マンガ表現を用いた実用書・コミックエッセイを厳選して収集する）

(2) 逐次刊行物

(ア) 新聞

全国紙を中心に収集する。日本語だけでなく他の言語の新聞も収集する。業界紙、専門紙については各分野の代表的な新聞を収集する。

(イ) 雑誌

利用者の要望を考慮しながら幅広い分野の雑誌を収集する。日本語の雑誌だけでなく他の言語の雑誌も収集する。

(3) 地域・行政資料

東大和市を中心とし、東京都、多摩地域、友好都市である福島県喜多方市に関する地域資料と行政資料を幅広く収集して調査研究に資する。東大和市に関する資料は、パンフレット・リーフレット、市民の著作、市について特集した雑誌等の収集にも留意する。

(4) 視聴覚資料

音楽、落語、朗読などを中心とした音声資料を収集する。

(5) 障がい者用資料

主に墨字による読書が困難な方に向けた読書の障がいを軽減するための資料として、録音図書資料、点字図書資料、拡大写本等を収集する。

(6) オンラインデータベース・電子資料等

(ア) オンラインデータベース：情報更新の速度や検索性、利用者の利便性などを検討して、必要なオンラインデータベースを提供する。

(イ) マイクロフィルム：朝日・読売・毎日・東京新聞の多摩版について収集する。

(ウ) 電子図書については研究を行い、収集については状況に応じて判断する。また、地域資料のデジタル化についても検討する。

(7) その他

上記に含まれない資料であっても、特色があり、市立図書館にとって必要と判断される資料は収集する。

(収集対象外資料)

4 次に掲げる資料は、収集の対象から除外する。

- (1) 学習参考書、問題集
- (2) ストーリーマンガ
- (3) 映像資料
- (4) 1枚物の楽譜
- (5) ゲームやギャンブルなどの攻略本

(資料の除籍)

5 資料を除籍する場合は、次に掲げる条項を対象として行う。

- (1) 汚損・破損資料
頻繁な利用、または利用上の事故などにより、著しく汚れたり、壊れたりして、修理のできないもの。
- (2) 亡失資料
 - (ア) 利用者が紛失した資料で入手不可能なもの。
 - (イ) 災害により滅失したもの。
 - (ウ) 蔵書点検の際、所在が不明だったもので、3年を経過したもの。
- (3) 不用資料
 - (ア) 時代の変化により、資料価値が失われたもの。
 - (イ) 新版、または改訂版を入手したため、不要となった旧版のもの。
 - (ウ) 利用度の低下した複本。
- (4) 保存年限経過資料
 - (ア) 新聞 原則として1年
 - (イ) 雑誌
 - ①週刊誌 原則として1年
 - ②旬刊・月2回・隔週刊・月刊・隔月刊誌 原則として2年
 - ③季刊・不定期の雑誌 原則として3年
- (5) 図書資料台帳の登録内容に変更のあった図書
 - (ア) 分冊または合冊したもの。
 - (イ) 資料区分変更を行ったもの。
- (6) その他館長が必要と認めた資料

(除籍後の資料の取扱)

6 除籍に伴う資料は不用品とし、東大和市物品管理規則(平成22年3月29日規則第7号)第26条の規定に準じて取扱うものとする。

- (1) 市内各施設における活用
- (2) 希望する市民に無償で譲渡
- (3) 廃棄処分

(収集及び除籍の決定)

7 資料の収集及び除籍は、市立図書館職員の合議を経て、東大和市立図書館処務規則（昭和59年教委規則第2号）第7条の規定に基づき、中央図書館長が決定する。

附則

- I この方針は、令和2年4月1日から施行する。
- II 東大和市立図書館図書収集及び除籍方針（平成6年5月19日館長決裁）は、廃止とする。